

From たんぽぽ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
受信日時 2025/03/17 月曜日 20:22

たんぽぽ舎です。【TMM:No5166】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします

たんぽぽ舎です。【TMM:No5166】
2025年3月17日(月)地震と原発事故情報-
4つの情報をお知らせします
転載・転送歓迎

-
- ★ 1. ボーリング調査(上関原発建設予定海域)実施の根拠が
埋立免許???
埋立免許取得者は埋立施行区域を排他的に使用できるのか
もしもそうであれば埋立施行区域は「公共用水面」で
なくなってしまう
「公共用水面」でなくなってしまうと公有水面埋立法も
適用不能になる
連載「権利に基づく闘い」その40 (注1)
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
 - ★ 2. トランプ大統領が「原子力は脅威だ」と発言
イーロン・マスクはトランプ発言を否定、
しかし、イーロンも放射線に無知な発言
2人の発言に対して、日本の政府・自治体・原子力業界が
抗議したという話は聞かない
中国や韓国に抗議するくせに(アメリカには何も言えないのか)
上岡直見 (環境経済研究所代表)
 - ★ 3. 孫たちへ環境問題を話しかけよう
特に核(原爆・原発)は最大の環境破壊だと...
大人の責任として自然環境を守ろう
柳田 真 (たんぽぽ舎共同代表)
 - ★ 4. 新聞より3つ
 - ◆東海第二原発 相次ぐ火災「信頼失う」 2年半で11件 茨城
(3月15日「茨城新聞クロスアイ」より)
 - ◆東電、再建計画を一部改定 柏崎刈羽、1基稼働想定
(3月17日「共同通信」より)
 - ◆妻は職業を諦めろ?
日本は「女性の地位後進国」
前川喜平 (現代教育行政研究会代表)
(3月16日「東京新聞」朝刊21面「本音のコラム」より)

※2024年11月23日(土)、たんぽぽ舎は新事務所に引っ越し致しました。
学習会スペース(暫定)(イスのみで約30名可能)を確保しました。
新住所は、以下の通りです。電話番号・FAX番号も変更ありません。
お近くにおいでの際は、ぜひお立ち寄り下さい。
JR水道橋駅西口より約4分、神保町駅A2出口から9分くらいです。

正：「パブリック・インタレスト（人民の権益）がある場合は
倫理綱領に違反しない」
誤：パブリック・インタレスト（人民の権益）がある場合は
倫理綱領に違反しない」
おわびして訂正致します。

□

- 1. ボーリング調査(上関原発建設予定海域)実施の根拠が
| 埋立免許???
| 埋立免許取得者は埋立施行区域を排他的に使用できるのか
| もしもそうであれば埋立施行区域は「公共用水面」で
| なくなってしまう
| 「公共用水面」でなくなってしまうと公有水面埋立法も
| 適用不能になる
| 連載「権利に基づく闘い」その40（注1）
| 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 中国電力(以下、「中電」)は、2019年から上関原発建設予定海域において、ボーリング調査を企図し、以後3年間にわたって、筆者(筆者作成の文書の差出人は「祝島島民の会」)と法律論争を行ないました。
(注2)

◎ ボーリング調査を実施できずにしびれを切らした中電は、2022年7月22日に民事調停を申し立てたものの、すぐにそれを撤回し、2022年10月25日に山口地裁岩国支部にボーリング調査をめぐる裁判（令和4年(ワ)第40号妨害予請求事件）を提訴しました。

同裁判において、中国電力は、次のような主張をしています。
イ. 埋立免許を得た埋立事業者は、埋立施行区域を占有(注3)できる。
ロ. 埋立免許を得た埋立事業者は、埋立施行区域内の他の水面使用に対して妨害排除を請求できる。
イ. ロ. ともに、ボーリング調査実施の論拠を2008年10月に取得した埋立免許に置いています。
埋立免許を取得した埋立事業者は、埋立工事の施行区域（以下、「埋立施行区域」）を、他の水面使用を排除して、埋め立てられる、というのです。

◎ しかし、ボーリング調査は、一般海域占用許可に基づいて実施できるものであり、実際、中電は、ボーリング調査に先立って一般海域占用許可を受けています。ボーリング調査実施の論拠をなぜ十年以上も前に取得した埋立免許に置けるのか、わけがわかりません。

さらに、おかしいのは、海面は公共用水面（一般公衆の共同使用に供される水面）であり、埋立免許を規定している公有水面埋立法は公共用水面にのみ適用できる法律・条例なのですが、もしも埋立免許取得者が「埋立免許に基づいて埋立施行区域を排他的に使用できる」とすれば、埋立施行区域内水面は、一般公衆の共同使用が不可能になる、いいかえれば、公共用水面でなくなることになりますから、埋立免許以降、埋立施行区域内水面に公有水面埋立法を適用できなくなってしまうのです。

そうなれば、埋立事業者のそもそもの目的であった埋立地造成→土地所有権取得も不可能になってしまいますから、「埋立免許に基づいて埋

立施行区域を排他的に使用できる」とする解釈自体が間違っているはずなのです。

◎ 結論から先に言えば、埋立工事は、道路工事と同じように、事業者が他の使用者に頭を下げて「協力をお願いします」と頼まなければならないような工事なのです。

それを何十年もの間、埋立免許取得者が他の水面使用を排除して埋め立てられるように、ごまかしてきたのです。

そのゴマカシの実相を、次の連載以降、明らかにしていきたいと思います。

注1：連載その38及び39で紹介したケヤキご神木は、残念ながら、昨年12月に伐採されました。伐採を防げなかった要因は、土地所有権の強さが主因ですが、杉並区政の問題点もあると思われます。詳しくは、筆者のホームページ <http://kumamoto84.net> を参照。

注2：論争の内容については、拙著『権利に基づく闘い』(緑風出版) 第1章を参照。

注3：「占有」とは、「事実上の支配」という意味。

□

■ 2. トランプ大統領が「原子力は脅威だ」と発言

- | イーロン・マスクはトランプ発言を否定、
- | しかし、イーロンも放射線に無知な発言
- | 2人の発言に対して、日本の政府、自治体、原子力業界が
- | 抗議したという話は聞かない
- | 中国や韓国に抗議するくせに(アメリカには何も言えないのか)
- └── 上岡直見(環境経済研究所代表)

◎ 何かと混乱を起こすトランプ大統領が、選挙前の時点だが支持者のイーロン・マスクとの対談で奇妙なことを言っている。

福島第一原発事故に関して「私としては、原子力が最大の脅威だ。

日本で起きたことを考えると、3000年位は土地に戻れないと言うよね」というのである。

その動画が下記のサイトに残っている。(※)

◎ これに対してイーロン・マスクは「実は(福島の場合は)それほど悪くはないんだ。実際に福島を訪れて、テレビで地元産の野菜を食べて、それを証明したんだ」と反論している。

これまた放射線に無知な発言で、確定的影響と確率的影響の区別がついていないが、トランプは「だから最近、調子悪そうなのか。心配している」などと茶化している。

◎ トランプはどういう意図だったのか。

自分の利権が絡む化石燃料を推進したいから競合する原子力を否定する政治的意図があるのか、あるいは単なる無責任な放言だったのだろうか。

◎ しかしこれに対して日本の政府、自治体、原子力業界が抗議したという話は聞かない。

あれほど「汚染水ではなく処理水と言え」と大騒ぎして放射能を懸念する中国や韓国に抗議し、「日本の魚を食べて中国に勝とう(櫻井よしこ)」と敵意をむき出しにしておきながら、アメリカには何も言えないの